

## 公立大学法人青森公立大学外部招へい者の謝金等に関する規程

平成23年3月29日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）がその業務の遂行の支援、補助等のため外部から招へいする職員以外の者（以下「招へい者」という。）に支給する謝金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(謝金)

第2条 招へい者が法人の依頼に応じその業務の支援、補助等を行ったときは、当該招へい者に対し、謝金を支給する。

2 前項の謝金の額は、次の各号に掲げる謝金の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、特別の事情により、当該額によることが社会通念上著しく不適當であると認められるときは、理事長が別に定める額とする。

- (1) 青森公立大学学位規程（平成21年規程第117号）第6条第3項の規定により、学位論文の審査を行う者に対する謝金 当該審査1件につき19,500円
- (2) 講演、講義等（次号に掲げるものを除く。）を行う者に対する謝金 1時間につき次に掲げる額
  - イ 大学の教授又はこれに準ずる者に対するもの 6,500円
  - ロ 大学の准教授若しくは講師又はこれらに準ずる者に対するもの 5,000円
  - ハ その他の者に対するもの 2,500円
- (3) 重要な社会的地位にあると認められる者で、法人が特に重要なものとして定める業務に関する講演、講義等を行うものに対する謝金 1回につき50,000円
- (4) 教員の採用、昇任又は再任に係る業績審査を行う者に対する謝金 当該審査1件につき30,000円
- (5) 前各号に掲げる謝金以外の謝金 その都度理事長が定める額

(旅費)

第3条 招へい者が前条第1項の支援、補助等のため旅行するときは、当該招へい者に対し、旅費を支給する。

2 前項の旅費については、公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号）の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。